

4-その低劣なる労働条件即ち生産費の最低限度までの抑  
下げがいかん輸産業の進展を促進しつゝあるかは多く  
の罪を要する必要はないと思ふのである。

しからば日本の政府及使用者がこの惨害たる現実を目  
も塞ぎ何等国内的にこれぞ改善せんとする誠意と努力  
を示さずして徒らに国家的感情論より海外に於ける日本  
商屈の不正競争攻撃論に對抗しこれをも以て我國の力、海  
外進歩も阻止せんとする政治的陰謀なりと速断し拳闘一  
致以つまこれに當るべしと高唱する事によつて当然自己  
の藏すべき義務の完遂一労働条件の改善一も故意に黙  
殺し居る事は老獪卑怯なりと云はなくてはならぬ。

故に日本労働組合議第四回執行委員会はこの問題に  
ついて右の如き態度をとる事も決定し第十八回国際労働代表  
一行に対してはこの趣旨を實現すべき有ゆる現実的方策を奇  
府に於てとるべき事を指令せんとするものである。

日本使用者は従來国内的問題として労働条件の改善が論  
議されるべきかくする事は海外に於ける我國の産業競  
争も不利に陥れる結果となり我國産業の海外発展を阻止す  
る自叙的行爲なりと論ずるを常とす然るに今や日本産業  
は破竹の勢も以て海外に進歩し今日に於ては従來と全然反  
対に他産業の脅威となりつゝある現状にあるに鑑みこの際  
我國労働条件を改善する事は国内的には産業国に於ける労  
働力の濫用をストップし將來当然発生するものと考へらるゝ能  
率低下も未然に防ぐと同時に労資の和協的關係を促進し産  
業平和を確立することに役立つものであり他方國際的には日本  
商屈な搾取労働の生産物に非らざる事を事実の上に立証した  
とて海外に於ける求難者の全部までなくとも少くとも各  
種文化団体乃至労働団体をして我國の態度が不正不利な  
らざる事も信せしむる事となるのである。

5- 従つて我國政府当局及使用者側は労働側と共にこの方策  
實現の爲めく努力すべきであるしかしその具体的方法とし